



審議会等をいじ存じですか

審議会等とは、市が事業や施策を計画する際に、審議会等と呼ばれる機関を設置し、この審議会等に調査や審議を依頼することによって、外部の意見を求めていく一連の手続のことをいいます。審議会等は、名称はそれぞれ協議会や委員会や懇談会などさまざまですが、学識経験者や関係団体の代表者、一般市民などで構成され、専門的・公正中立的な見地から、あるいは、市民の立場から意見を述べることでできます。市には、市民協働・市民活動推進協議会、江南市青少年問題協議会など、約40の審議会等が設置されています。

審議会等で特徴的なのが、「委員の公募制」と「会議の公開」です。

委員の公募制は、より幅広い

層の人に参加いただくために採り入れられました。学識経験者や関係団体の代表者などの委員とは別に、委員のうちの一定数を公募によって選任し、一般の市民でも審議会に参加できるようにしています。ただし、法令などに委員の構成が定められているときなど、正当な理由があるときは公募をしません。

また、審議会の会議は、個人情報を取り扱う場合などの特殊なケースを除いて、原則公開となっています。会議の日時、場所、議題はあらかじめ公表され、どなたでも傍聴することができますし、後日、会議録が公開されますので、これによって会議の内容を知ることできます。審議会等は、専門的な議論ができる反面、参加者が限定されてしまいますので、会議を公開することによって、透明性を高めていくことがとても大切になってきます。

以上のような、委員の公募や会議の開催予定などの各種情報は、広報こうなんや市ホームページで随時お知らせしています。

問合せ 地域協働課（内線32

3）